

(仮称)三島市中小企業振興基本条例案

パブリックコメント用

ご意見の募集期間

平成27年8月20日(木)～9月18日(金)

三島市

富士・箱根・伊豆の玄関口である三島市は、交通の要衝でもあり、太古からの豊かな自然に恵まれる中、奈良・平安時代中期より鎮座している三嶋大社を中心に先人達が共に支え合い地域の発展に貢献してきた。

地域の活性化の原動力は地域に根差した中小企業の郷土愛であり、その中小企業を支える地域社会である。

しかしながら、現在急激に変化する、経済のグローバル化、高齢化社会、人口減少等の社会現象の中、あらゆる面で地域経済の中心的役割である中小企業を取り巻く環境は大変厳しいものがある。

私達は、この状況を皆で深く認識し、中小企業の潜在的に秘めている活力が発揮できるよう、市、企業、市民等の役割を明らかにし、地域社会全体で中小企業の振興を図り、将来にわたり元気な三島市の実現を目指すことを決意し、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 中小企業は、地域経済の基盤を構成し、産業集積の重要な機能を担っており、雇用創造や地域経済の循環において果たす役割は大きく、中小企業の脆弱化が地域の衰退に繋がる大変重要な存在である。このことから、中小企業の振興に関し基本となる事項を定めることにより、地域全体で中小企業の振興を図ることで安定した経済基盤を築き、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業関係団体 商工会議所、中小企業家同友会、中小企業団体中央会、商店街振興組合、事業協同組合、農業協同組合その他の産業の振興を図ることを目的とした団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者(中小企業関係団体等及び金融機関を除く。)をいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業者を地域全体で育み、振興するため、次に掲げる事項を基本理念として行うこととする。

- (1) 中小企業者の創造的な事業活動及び自主的な努力による経営改善、事業承継を促進し、盛業化が図られること。
- (2) 中小企業者は、女性の活用等その多様性を生かした事業活動を通じて、地域経済の活性化を促進し、地域社会の発展及び市民生活の向上に貢献するとともに、災害に強い産業基盤を構築すること。

- (3) 市、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、金融機関、及び市民との連携並びに協力を推進し、市民の起業、創業を促進すること。

(基本方針)

第4条 市は前条に定める基本理念にのっとり、中小企業者の振興に関する施策を策定し、実施するにあたっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 産学官金の連携により事業承継を促進すること。
- (2) 中小企業者の経営革新及び経営基盤の強化を図ること。
- (3) 市民の起業、創業の促進及び若年者や女性の就労等を支援すること。
- (4) 中小企業者の販路拡大及び地域資源を活用した製品やサービスの開発を促進し、盛業化を図ること。
- (5) 中小企業者の事業活動に必要な人材の確保及び育成を促進し、定着を図るとともに、技術や技能の継承を図ること。
- (6) 中小企業者の振興を効果的に実施するために必要な調査及び情報の収集、提供を行うこと。
- (7) 中小企業者の受注機会の増大を図ること。
- (8) 中小企業者への融資制度の充実及び資金供給の円滑化を図ること。
- (9) 中小企業者の災害対策を強化し、BCPの策定を促進すること。
- (10) 市、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、金融機関、及び市民との連携並びに協力を推進すること。

(行動指針)

第5条 中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、金融機関、及び市民は中小企業の振興のために以下の指針に沿って具体的な取組みを進める。

- 2 中小企業者は、自主的な努力による経営の革新及び経営基盤の強化を図り、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に努めるものとする。
 - (2) 中小企業者は、その社会的責任を自覚し、事業活動を通じて、より豊かで住みやすい地域社会の実現に貢献するよう努めること。
- 3 中小企業関係団体は、中小企業者の事業活動について、それぞれの立場で支援並びに協力すること。
- 4 大企業者は、中小企業者の発展が大企業者の発展にも繋がる相互依存の関係にあり、中小企業者が本市経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、中小企業者と連携及び協力するよう努めること。
- 5 金融機関は、中小企業者が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう経営相談、販路拡大、円滑な資金融資その他の方法により支援等を行い、中小企業者の育成及び発展に協力するよう努めること。
- 6 市民は、中小企業者の振興が本市経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、中小企業者が生産し、製造し、若しくは加工した物品を消費し、又は提供されるサービスを利用することにより、中小企業者の健全な育成及び発展に協力するよう努めること。

(がんばる中小企業応援会議)

第6条 市は、中小企業者の振興に関し必要な事項について審議するため、中小企業者、中

小企業関係団体、金融機関その他の多様な構成員により、がんばる中小企業応援会議を設置する。

2 がんばる中小企業応援会議において立案される実効性のある施策に対し、前項の構成員及び各経済主体は、協働してその実現に向けて取り組むものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。